

郡上特別支援学校講師自死事案に
係る調査報告書（概要版）

平成29年12月28日

弁護士 芝 英則
弁護士 堀 雅博
弁護士 渡辺俊介

第1 はじめに

1 事案の概要

岐阜県立郡上特別支援学校（郡上特支）に勤務していた男性講師（A講師）が、平成25年5月に自死した件につき、平成28年1月27日付けでご遺族が公務災害認定請求をし、平成29年3月31日、地方公務員災害補償基金岐阜県支部（基金）は公務災害と認定した。

認定理由は、A講師が採用1、2年目の講師としては質量ともに過重な業務を担当していたこと、上司等との人間関係に強い心理的負荷を感じていたことなどにより、平成25年5月中旬頃精神疾患を発症していたこと、そのような状況下において、同年5月21日、上司であるB教諭から電話で理不尽な叱責を受けたという出来事があり、A講師に強いストレスを与えた結果、自死に至ったとするものである。

公務災害認定を契機として、A講師の自死の原因及び自死後の学校と岐阜県教育委員会（県教委）の対応、公務災害認定後の県教委の対応について問題があった可能性が明らかとなり、A講師の遺族から申入れがなされるなどして第三者調査の実施が決定された。

2 第三者調査の概要

調査期間は、平成29年11月1日から12月28日までである。

調査方法としては、県教育委員会調査の検証、独自調査（現地調査、ヒアリング、資料閲覧、郡上特支のハードディスク内のデータ復旧による検証等）を実施した。ヒアリングは、教育長を始め、実数48名、延べ73名に実施した。

第2 主要な問題点

1 A講師の自死の原因

（1）前提となる事実

郡上特支は、平成17年4月、岐阜県立郡上養護学校として開校、平成19年4月、岐阜県立郡上特別支援学校に校名変更した。平成21年4月以降、小・中学部（大和校舎）、高等部（那比校舎）の2校舎体制となった。

校長は、大和校舎に基本的に常駐し、両校舎にそれぞれ教頭、部主事らの管理職がいる。

A講師の在籍した平成24年、25年度当時の那比校舎は、県立特別支援学校平均と比較して、常勤講師率、30歳以下の教員率がいずれも高かった（40歳代はいなかった）。児童生徒数は、那比校舎の歴史の中でもっとも多い時期であった。

A講師は、平成24年、25年度、郡上特支に講師として勤務した。

いずれの年度においても、学級では副担任、校務分掌部では進路支援部に所属し、様々な業務に従事していた。進路支援部の上司がB教諭であった。

（2）自死前日（平成25年5月21日）の出来事

進路支援部担当の同僚2名が6月から実施予定の校内作業実習の件で会話をしている際に、A講師は2組がハンガー作業をしないことに言及した。

同僚教諭がB教諭に確認の電話をしたところ、校内作業実習で2組は箱折作業の後にハンガー作業をするものとの認識でいたB教諭は立腹した。A講師は、大和町内の飲食店で同僚と食事中であったところ、午後7時53分から午後8時5分までの間、B教諭からの電話で叱責を受け、同僚教諭に対する謝罪を要求された。

A講師は、食事の途中であったが、同僚教諭のいた郡上特支那比校舎に車で向かい、謝罪した。

A講師は、謝罪の意味がわかっておらず放心状態の様子であった。その後、A講師は、郡上特支を出て、もう1名の同僚講師に電話をし、B教諭の怒りをかったこと、進路支援の仕事が大変になるけどよろしくといった旨を伝え、その後、行方不明となった。

(3) 自死の原因の考察

A講師は、管理職の管理（把握・支援・指導）が不十分な状況の中で、過重な業務とB教諭との関係により、精神的負荷が蓄積し、精神疾患を発症していたところ、平成25年5月21日、B教諭から理不尽な叱責がなされたことで、自死したと推察される。

①過重な業務があったこと

時間外勤務時間数（基金の認定では5月20日からの3か月平均で約73時間。その他、早朝、深夜の自宅作業もあり）等の問題

②B教諭との関係に問題があったこと

プレッシャーがかかる関係性であった。例えば、平成24年度にミス叱責されたことがあるが、その後、そのミスを繰り返し指摘するなどといった不適切な指導があり、A講師の精神的負担となっていた。

③管理職の管理（把握・支援・指導）が不十分であったこと

A講師は精神的負荷が蓄積し、精神疾患を発症した。

④前日にB教諭から理不尽な叱責があった。

- ・面と向かうことなく電話でなされたこと
- ・少し強い口調にとどまらず厳しい口調であったと思われること
- ・叱責理由に正当性がないこと

「2組において校内作業実習でハンガーをすることが決定していたとは認められず、A講師が2組がハンガー作業をしないと言及したこと自体は勘違いとは認めら

れない。A講師は正しいことを言っていたと判断する。」

- ・夜間にA講師の居場所を確認することなく謝罪の要求がなされたこと
- ・A講師が食事の途中で那比校舎にいる同僚教諭に謝罪に向かったこと、叱責の理由がわかっておらず、放心状態の様子であったこと、別の同僚講師にB教諭の怒りがかかったことなどを述べていること
- ・B教諭自身もこのまま電話を切ってしまったら大変と考え感謝を伝えたと述べていること

以上のような事情から、B教諭から理不尽な叱責があったと評価した。

↓

翌日に自死した。

2 教育長に対するA講師の行方不明・死亡の報告

(1) 行方不明の報告

平成25年5月22日、A講師は行方不明となり、同月24日、岐阜県関市内の溪谷でA講師の車が発見された。当該事実は、県教委に報告された。県教委教職員課G総括は、同日、会合に出席していた教育長に電話をし、A講師が行方不明となったこと、最悪が予測される旨を報告した。当該報告の中で、G総括から教育長に対し、「前日（21日）の出来事」も報告されたが、教育長の記憶にはなく、記憶に留まらない報告の仕方・内容であった可能性が高い。教育長は何かあれば連絡をするように指示した。

(2) 死亡の報告

25日、A講師の遺体が発見された。A講師死亡の事実については、時期は判然としないが、同月27日以降に、G総括及び教職員課F課長から、遺族が病死にしてほしいと言っているという形で教育長に報告された。

なお、教職員課では、A講師の死亡につき幹部報告をすることを考え、郡上特支から、5月31日付けでA講師自死前日の出来事の詳細と行方不明当日からの経緯をまとめた書面の提出を受けた。しかしながら、教育長が、郡上特支作成の経緯書面を見せられて説明を受けた事実までは認められなかった。

3 郡上特支の自死直後の対応

郡上特支では、A講師の行方不明直後より、D教頭、あるいは、C校長が、県教委に状況を逐次報告し、指示を仰ぐなど、県教委と緊密にやりとりしていた。

D教頭及びE部主事において、関係職員に対する聴き取り調査を行うなどし、平成25年6月10日付けで、A講師の自死の背景と原因、高等部における課題、今後の体制の在り方をまとめた文書が作成された。当該文書中には、A講師が自死に至った原因についても言及があったが、高等部の今後の体制をどうしていくのかをまとめた内部的な文書ととらえ、同文書が県教委に提供されることはなかった。

4 退職金の不支給

平成25年5月28日、A講師の死亡退職の事務処理において、決裁文書の起案者である教職員課H課長補佐は、退職手当の支給要件を定める岐阜県職員退職手当条例第7条第7項の適用を誤り、本来、死亡後1月以内に退職金が支給されるべきであるにも関わらず、「退職金なし」と記載した決裁文書を起案した。同決裁文書は、給与係の回議を経て、F課長決裁がされたが、この過程で誰も誤りに気付かず、退職金が支給されなかった。その後、7月25日、H課長補佐とG統括は、遺族から退職金の有無を確認されたが、適用の誤りには気付かず、平成29年11月まで支給漏れの状態となっていた。

5 平成25年9月11日付けA講師遺族に対する回答文書

平成25年7月25日、遺族が教職員課を訪問し、自死の原因調査と報告を要望した。G総括は、これに対して返事をする旨を回答した。

8月28日、F課長及びG総括は、郡上特支を訪問し、C校長、D教頭からの聴き取りを行ったものの、自死の原因につき、遺族から指摘のあった上司による不適切な指導、過重労働について十分な調査を行わないまま、平成25年9月11日付け文書により回答を行った。

回答文書は、上司による不適切な指導には全く言及がなく、過重労働についても、具体的な業務内容や時間外労働時間数については記載されていないものであり、遺族の要望事項に答えられない内容のものであった。

当該回答は、「その他特に重要若しくは異例又は疑義のある事務の処理に関すること」(平成25年の岐阜県教育委員会事務決裁規程第4条第17号)として、教育長決裁事項に該当すべきであったが、回答にあたって決裁はなされておらず、教育長への報告もなされていない。

この段階で十分な調査が行われなかったことで、事案解明が大きく阻害されるとともに、遺族の要望に誠実に対応しない回答をしたことで、遺族感情を害した。

6 公務災害申請に向けたA講師遺族の動きと県教委の対応—教育長、教育次長への報告

平成26年6月より、遺族が公務災害申請に向けて動き始め、当時の学校長らに対して、A講師の残留状況などの資料について依頼をした。学校長は、教職員課へ相談した。

M教職員課長は、U教育次長に対し、幹部報告用に作成された平成26年10月6日付け書面を示して、A講師の残留状況資料の遺族への提供について協議をした。

同書面には、死亡に至る経緯(B教諭の注意)のほか、公務災害申請の意向について明記されていた。U教育次長は、ご遺族に対する情報提供の求めに応じていくべきとの意見を述べた。また、S教育次長からも、情報提供の求めに応じていくべきとの意

見が出された。

両教育次長の了解を得た上で、M教職員課長は、教育長に対して、今後、ご遺族母に対する情報提供を求めに応じて行う旨の報告をした。あわせて公務災害が認められなかった場合の訴訟の可能性についても言及したが、懸案としての報告ではなく、付随的な言及にとどまったことから、教育長の意識に明確に残らなかった。

7 任命権者意見

平成28年1月27日、遺族から、公務災害認定請求書が提出された。

当該請求書に対して、平成28年2月23日、学校長による所属長証明が「判断できない。」とされ、提出された。

平成28年3月2日、L福利厚生室長は、U副教育長と協議をした上で、任命権者意見を、「判断できない。」として、同月15日、福利厚生室長の専決として、室長決裁をした。

本件は、自死案件であることから、任命権者意見についても、「その他特に重要若しくは異例又は疑義のある事務の処理に関する事」（岐阜県教育委員会事務決裁規程第4条第16号）として、教育長の決裁を経るべきであったが、決裁はされず、教育長に報告もなされなかった。

8 公務災害認定後の県教委の動き－内部調査

平成29年3月31日に、基金から、公務災害認定が出され、同年4月28日、遺族から、申入書が提出された。

県教育委員会は、内部調査をすることとしたが、調査の目的、調査メンバー、調査の予定などは明確に定められなかった。そのため、平成29年10月16日の知事への申入れまでに、調査を完了させることができなかった。

平成25年度当時の関係者でもあるN教職員課長が、学校関係者らから事情聴取するなど、公平性に疑問のある調査が行われた。

9 公務災害認定後の県教委の動き－情報開示

平成29年6月13日、同年8月17日と、遺族から個人情報開示請求がなされたが、開示文書の特定漏れが複数あった。

①請求の対象範囲に含まれない公文書であるとの誤解があったもの

郡上特支にあった出勤簿や学校日誌、教職員課高等学校係にあったA講師の退職発令に係る決裁文書（平成25年5月28日付け起案）などである。

②組織共用性のない文書であるとの誤解があったもの

知事への本件事案に係る報告資料（計6件 平成29年4月10日～）、平成25年9月11日付け回答文書別紙のファイルデータ4種類、「A講師の両親に対する対応に

ついて「平成25年12月11日」などがある。本来は組織的に共有する必要のない個人的なメモ、作成中や廃案となった文書であっても、他の職員がアクセス可能なパソコン、外付けハードディスク、サーバー等に保存されている場合は、公文書に該当し、開示文書の対象となる。

③文書の検索が不十分であり発見できなかったもの

文書の検索が不十分であり発見できなかったもの（職務命令に違反して提出していなかったものを含む。）であり、「郡上特支 A講師の保護者への対応について 2013/8/27」「常勤講師 行方不明について」（高等学校係において作成・回覧されているもの）などである。

④添削箇所修正後の施行文書を特定し、当該修正前の決裁文書を特定しなかったもの「A講師の経緯について（平成25年5月30日付け起案）」である。

第3 関係者の責任（別紙）

関係者の処分は、県教委内部の問題であるため、本調査報告においては、前提となる関係者の責任について、相対的な評価としての意見を述べるにとどめた。関係者の責任については、5段階で指し示すこととし、教育長を始め合計22名の責任に言及した。

重い	比較的重い	相応	比較的軽い	軽い
----	-------	----	-------	----

責任の程度を「重い」としたのは、平成25年度の関係者であるB教諭、C校長、D教頭、そして、教育長の4名である。

第4 再発防止に向けての提言

1 はじめに

再発防止策を構築した上で、それを確実に実行し、検証し、必要に応じて見直しをしていくための体制を確立すべきである。

2 県教育委員会のこれまでの取組の実効化

県教育委員会のこれまでの取組の実効化を図ることが必要である。

①岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会の提言の実効化

平成28年3月29日に提言がなされた。不祥事発生の要因を「資質」と「職務・勤務体制」の2つとして、「コンプライアンス意識の向上」など5つの施策を掲げているが、必ずしも十分な取組みがなされているとはいえない。

施策の進捗をまとめる課が存在せず、施策全体の進捗状況や実効性が不明である。

施策の進捗をまとめる課を早急に決めるべきである

②教職員の働き方改革プラン2017

A講師の自死事案が平成29年3月に公務災害と認定され、遺族からの申入れ等を踏まえ、平成29年6月、「教職員の働き方改革プラン2017」が定められた。重点的に取り組むとして、①長時間勤務の解消、②ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決、③人事管理の検証と見直しを掲げている。進捗管理として、翌年度のプラン策定のため、毎年度進捗管理を行うとされており、これを確実に実行されたい。

3 法令に基づく事務処理の徹底

①法令に基づく事務処理の周知・徹底

本来、行政を担う職員として、法令に基づく事務処理を行うべきは当然である。

しかし、根拠に立ち返った事務処理を行うという意識が欠如していた結果、退職金を不支給とするなど誤った対応をとることとなった。

「法令に基づく事務処理」という極めてシンプルな大原則を学校現場の教職員のみならず、県教委事務局の全職員にも周知・徹底させる必要がある。

それぞれが事務根拠を確認し、現在の事務処理に誤りがないか確認すべきである。

②公文書規程の徹底

岐阜県教育委員会公文書規程では、事務の処理は文書によって行うことを原則としている（第3条第1項）。処理中の文書の整理にあっては第40条、完結文書の整理、保管、保存及び廃棄にあっては第42条などに規定されている。

しかし、本事案では、情報開示において、文書の特定漏れが生じるなど、文書の管理が適切とはいえない状況が多くあった。公文書規程に従うべきである。

③岐阜県教育委員会事務決裁規程における教育長決裁の基準の明確化

第4条第16号は「その他特に重要若しくは異例又は疑義のある事務の処理に関する」と規定されている。しかし、公務災害認定請求の任命権者意見を付するにあたり、教育長の決裁を経っていないなど、人によって判断が異なる可能性がある。

可能な限り個別事務を列挙するなどして明確化すべきである。

4 具体的な再発防止策の構築に向けて

重要・不可欠であると考えるものについて、以下に述べる。

①組織内での情報共有の見直し

学校現場を含めた教育委員会全体での情報共有の仕組みについて見直すべきである。

②第三者機関の設置等

客観的・公平な立場から、不適切な事務処理等に係る学校現場や教育委員会の対応について調査・審議する第三者機関の設置を検討すべきである。また、教職員がハラスメ

ント等の相談を躊躇しないように、第三者による相談窓口の設置も検討すべきである。

③学校管理職のマネジメント能力の向上

A 講師の過重な勤務状況が自死の原因となっていることから、職員の勤怠管理は、学校マネジメントにおいて最も基礎となるものであることは明らかである。

出退勤時間記録の電子化を可及的速やかに具現化すべきである。また、勤怠管理にとどまらず、校長、教頭らに対し、管理職の危機管理・マネジメント能力の向上のため、適宜・適切な研修を実施すべきである。

④郡上特支の校舎統合の検討

郡上特支は、距離の離れた大和校舎と那比校舎の2校舎体制であり、那比校舎には所属長たる校長が常駐していないことなど課題がみられた。

本件を機にあらためて統合に向けた検討をすべきである。

以上

郡上特別支援学校講師自死事案に係る関係者の行為と責任

関係者	問題となる行為	責任の程度
H25 A講師自死事案発生時: 郡上特別支援学校		
B教諭	・ 前日の理不尽な叱責を含む不適切な指導を行ったこと	重い
C校長	・ A講師への支援・指導やB教諭への指導の点で管理が不十分であったこと ・ 事案の十分な調査をせず、県教育委員会への報告が不十分であったこと ・ 後任の校長に対して、業務引継ぎを文書によって行わなかったこと	重い
D教頭	・ A講師への支援・指導やB教諭への指導の点で管理が不十分であったこと ・ 校長の調査報告につき、校長を助け協力することが十分でなかったこと	重い
E部主事	・ A講師への支援・指導やB教諭への指導の点で管理が不十分であったこと	比較的 重い
H25同事案発生時: 教職員課		
F教職員課長	・ 事案の調査を十分に行わず、教育長への報告を行わなかったこと ・ 遺族に対し不誠実な回答文書を決裁することなく送付することを了解したこと ・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（専決） ・ 地方公務員災害補償制度の教示をしなかったこと	比較的 重い
G総括	・ 事案の調査を十分に行わず、教育長への報告を行わなかったこと ・ 遺族に対し不誠実な回答文書を決裁することなく送付したこと ・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（回議） ・ 地方公務員災害補償制度の教示をしなかったこと	比較的 重い
H課長補佐	・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（起案）	比較的 軽い
I総括管理監	・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（回議）	軽い
J係長	・ 本来支給すべき退職金を支給しなかったこと（審査）	比較的 軽い
K主任		比較的 軽い

関係者	問題となる行為	責任の程度
H27公務災害任命権者意見等対応:教職員課		
L福利厚生室長	・任命権者意見を教育長決裁とせずに室長専決としたこと	相応
M教職員課長 H26・27	・事案の調査を十分に行わなかったこと ・部下職員に教育長決裁とするよう指示する等を怠ったこと	相応
H29個人情報開示請求への対応:教職員課・教育総務課 H29年4月以降の調査対応 :教育総務課		
N総括H26 教職員課長H29	・事案の調査を十分に行わなかったこと (H26) ・個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと <H29関連文書の提出命令に対し提出が遅延したことの管理監督責任>	比較的 重い
O総括	・個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと ・関連文書の提出命令に対し提出が遅延したこと	比較的 重い
P教育総務課長	・平成29年4月以降に十分な調査を行わなかったこと ・個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと	相応
Q係長	・個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと	比較的 軽い
R主査	・個人情報開示請求文書の特定が不十分であったこと (調査等への関与なし)	軽い
次長級以上の職員		
S教育次長 H25~27	・事案の調査・報告を十分にしなかったこと ・遺族に対し決裁せずに不誠実な回答文書を送付することを了解したこと <H25・26管理監督責任>	相応
T教育次長 H25	・事案の調査・報告を十分にしなかったこと <H25管理監督責任>	比較的 軽い
U教育次長H26 副教育長H27	・事案の調査・報告を十分にしなかったこと ・公務災害任命権者意見について部下職員に教育長決裁とするよう指示する等を怠ったこと <H26・27管理監督責任>	相応
V副教育長H29	・平成29年4月以降に十分な調査を行わなかったこと <H29個人情報開示に係る管理監督責任>	相応
教育長 H25~29	・労務管理・上司への報告体制等の組織運営不備等の責任 <H25~29の上記に係る管理監督責任>	重い